

船橋市下水排除基準

項目	単位	日平均排水量(m ³ / 日)				
		50 以上	30 以上 ~ 50 未満	30 未満		
環境項目等	処理可能項目等	水温	℃ 45 未満			
		pH	-			
		BOD	600 未満	-		
		SS	600 未満	-		
		ヨウ素消費量	mg / L 220 未満			
		n-ヘキサン抽出物質(鉱油)	mg / L	2 (3) 以下 *		
		n-ヘキサン抽出物質(動植物油)	mg / L	30 以下		
		窒素	mg / L	60 未満	-	
		リン	mg / L	8 未満	-	
		有害物質	処理困難物質	フェノール類	mg / L 0.5 以下	
銅	mg / L 1 以下					
亜鉛	mg / L 1 (2) 以下 *					
鉄(溶解性)	mg / L 1 (5) 以下 *					
マンガン(溶解性)	mg / L 1 (5) 以下 *					
総クロム	mg / L 0.5 (1) 以下 *					
カドミウム	mg / L 0.01 以下					
シアン	mg / L 検出されないこと					
有機リン	mg / L 検出されないこと					
鉛	mg / L 0.1 以下					
六価クロム	mg / L 0.05 以下					
ヒ素	mg / L 0.05 以下					
全水銀	mg / L 0.0005 以下					
アルキル水銀	mg / L 検出されないこと					
PCB	mg / L 検出されないこと					
トリクロロエチレン	mg / L 0.1 以下					
テトラクロロエチレン	mg / L 0.1 以下					
ジクロロメタン	mg / L 0.2 以下					
四塩化炭素	mg / L 0.02 以下					
1,2-ジクロロエタン	mg / L 0.04 以下					
1,1-ジクロロエチレン	mg / L 1 以下					
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg / L 0.4 以下					
1,1,1-トリクロロエタン	mg / L 3 以下					
1,1,2-トリクロロエタン	mg / L 0.06 以下					
1,3-ジクロロプロペン	mg / L 0.02 以下					
チウラム	mg / L 0.06 以下					
シマジン	mg / L 0.03 以下					
チオベンカルブ	mg / L 0.2 以下					
ベンゼン	mg / L 0.1 以下					
セレン	mg / L 0.1 以下					
ホウ素	mg / L 10 (230) 以下 **					
フッ素	mg / L 8 (10) 以下 **					
1,4-ジオキサン	mg / L 0.5 以下					

備考 1 * () 内は、西浦処理区の場合

2 ** () 内は、高瀬処理区または津田沼処理区の場合

3 上記基準値は、業種・設置年月日により一部異なる場合があります